

川崎市議会常任委員会等のオンライン会議の開催要件を 妊娠、育児、介護等に拡大します

本日、川崎市議会では「川崎市議会委員会条例」の改正を行い（併せて川崎市議会オンライン会議に関する実施要領を改正）、令和7年4月1日から、オンライン会議の開催要件を拡大し、これまでの「大規模な災害の発生等」「重大な感染症のまん延」に加えて、「妊娠、育児、介護等その他やむを得ない事由」で委員が委員会に参集困難な場合にも開催できることとしました。

1 改正の概要

(1) オンライン会議の開催要件

- ・大規模な災害の発生等又は重大な感染症のまん延により参集することが困難である場合
- ・妊娠、育児、介護等その他やむを得ない事由により参集することが困難である場合（新設）

* その他やむを得ない事由：傷病等（病気、けが）により移動が困難な場合

(2) 災害時対応訓練の実施（令和6年12月に先行して改正）

- ・大規模な災害の発生等を想定した常任委員会における年1回程度のオンライン会議の実施

(3) 改正した条例・要領

- ・川崎市議会委員会条例
- ・川崎市議会オンライン会議に関する実施要領

(4) 実施時期

- ・令和7年4月1日（(2)は令和6年12月12日）



災害時対応訓練の様子(令和7年2月6日総務委員会)

2 改正の経過

次の理由を契機として、川崎市議会委員会等におけるオンライン会議に関する検討プロジェクトにおいて開催要件の拡大等について検討を行い、条例・実施要領の改正案を作成した。

(1) 令和5年2月7日付の総務省通知において「育児・介護等の事

由をはじめ、具体的にどのような場合にオンラインによる方法で出席を可能とするかは、各団体において判断されるものである」ことが示されたこと。

(2) 令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類相当から5類に引き下げられたこと。

(3) 令和6年1月にオンライン委員会の改正を含む標準市議会委員会条例等の改正が行われたこと。

【検討プロジェクトメンバー】

座長 石田 康博 議員（自民党）
委員 山田 瑛理 議員（自民党）
井土 清貴 議員（みらい）
平山 浩二 議員（公明党）
市古 次郎 議員（共産党）
高戸 友子 議員（川崎・維新）

問合せ先
川崎市議会議会局議事調査部議事課 渡邊
電話 044-200-3370